

注 文 書

- 1 契 約 番 号 管理第052号

- 2 契 約 名 産業廃棄物収集運搬業務委託（感染性産業廃棄物，廃プラスチック類，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，廃酸，廃油，汚泥）

- 3 履 行 場 所 大崎市古川穂波三丁目8番1号 外5か所

- 4 履 行 期 間 令和 3年 4月 1日 から
令和 6年 3月31日 まで

- 5 別 添 書 類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書

- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書

(感染性産業廃棄物, 廃プラスチック類, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, 廃酸, 廃油, 汚泥)

1 件名

産業廃棄物収集運搬業務委託

(感染性産業廃棄物, 廃プラスチック類, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, 廃酸, 廃油, 汚泥)

2 排出施設の名称及び所在地

排出施設	所在地
大崎市民病院本院	大崎市古川穂波三丁目8番1号
大崎市民病院鳴子温泉分院	大崎市鳴子温泉字末沢1番地
大崎市民病院岩出山分院	大崎市岩出山字下川原町84番地29
大崎市民病院鹿島台分院	大崎市鹿島台平渡字東要害20番地
大崎市民病院田尻診療所	大崎市田尻通木字中崎東10番地1
大崎市民病院健康管理センター	大崎市古川千手寺町二丁目3番15号

3 業務内容

受注者は、大崎市民病院等から排出される感染性産業廃棄物等の収集及び病院が指定する処分業者までの運搬について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令及び宮城県が発行する「産業廃棄物処理の手引き」に従い、適正に処理するものとする。

4 産業廃棄物の種類

No.	種類	内容又は形状	排出形態 (※)
1	感染性産業廃棄物	液状又は泥状のもの	40ℓプラスチック容器
2	感染性産業廃棄物	固形状のもの	45ℓ白色ビニール袋 (二重)
3	感染性産業廃棄物	鋭利なもの	1, 2, 5, 20, 40, 50ℓプラスチック容器
4	感染性産業廃棄物	胎盤, 胞衣, 臓器等	20, 45ℓプラスチック容器
5	廃プラスチック類	診療材料の梱包容器等	45ℓ透明ビニール袋
6	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル, 薬ビン等	20ℓプラスチック容器
7	廃酸 (産業廃棄物)	ホルマリン廃液等	プラスチック容器
8	廃油 (特別管理産業廃棄物)	キシレン, エタノール, メタノール等	プラスチック容器
9	廃油 (産業廃棄物)	ボイラー廃油, エンジ	プラスチック容器

		ンオイル等	
10	汚泥（産業廃棄物）	廃試薬（DAB）等	プラスチック容器

※ 容器の定格容量に対する排出量については下表のとおりとし、下表以外のものについては、容器の定格容量どおりの排出量として取り扱うものとする。

容器の定格容量	排出量
1.4 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$	1 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$
3.1 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$	2 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$
5.1 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ 又は7.2 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$	5 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$
68 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$	50 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$

5 排出予定数量

別紙のとおり

6 収集回数等

排出施設		回数	曜日等
大崎市民病院本院	上記4-No. 1～6	6回（週あたり）	日曜日を除く毎日
	上記4-No. 7～10	1回（月あたり）	毎月最終金曜日
大崎市民病院鳴子温泉分院		1回（週あたり）	月曜日
大崎市民病院岩出山分院		1回（週あたり）	月曜日
大崎市民病院鹿島台分院		1回（週あたり）	木曜日
大崎市民病院田尻診療所		2回（月あたり）	第2・4火曜日
大崎市民病院健康管理センター		2回（月あたり）	第2・4火曜日

※ 年末年始等の長期休日期間の排出については、別途協議の上決定するものとする。

※ 排出量の少ない廃棄物については、各病院担当者に排出の有無を確認するものとする。

※ 胎盤、胞衣以外の臓器等の排出については、各病院担当者の指示に従うものとする。

7 産業廃棄物等の運搬先

廃棄物の種類	運搬先（処分業者）	所在地
上記4-No. 1～6	(株)環境開発公社 エムシーエム	大崎市古川北宮沢字朴木欠丙 6番地1
上記4-No. 7～10	鈴木工業（株） エコミュージアム21	仙台市宮城野区仙台港北 二丁目14番地の3

8 契約方法

(1) 排出施設ごとの収集運搬単価に、予定回数を乗じた額の合計を入札金額とし、落札金額の根拠となる単価を契約単価とする。

(2) 入札は、廃棄物の収集運搬業務の「契約単価」の決定を目的とするものであるため、落札額に相当する業務を保証するものではない。

9 容器等の納品

発注者が排出する廃棄物の容器等の一部（プラスチック容器、ビニール袋等）については、受注者が準備・納品するものとする。この場合の費用については別途単価契約を締結し支払うものとする。

10 業務実績報告及び委託料

- (1) 受注者は、収集をした際に廃棄物の種類及び数量を明記した収集伝票（任意様式）を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に対する業務実績報告に替えて、環境大臣指定の「電子マニフェストシステム」の入力（田尻診療所、健康管理センターについては「紙マニフェスト」の提出）をしなければならない。また、その運用については、使用規則を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、請求書を翌月5日まで排出施設ごとに提出しなければならない。
- (4) 委託料の支払は、月払いとし、発注者は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

11 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
（地方自治法第234条3の規定による長期継続契約）

12 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

13 長期継続契約に係る特約事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結

することができる契約を定める条例（平成18年大崎市条例第304号）による長期継続契約に該当するときは、下記の特約事項に従うものとする。

- （1）発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、既契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- （2）発注者は、前項の規定によりこの契約を変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1.4 その他

- （1）受注者は、業務上知り得た病院又は患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- （2）受注者の責めに帰すべき事由により、病院又は第三者に損害を与えたときは、受注者がその損害を賠償するものとする。
- （3）受注者は、取り扱う廃棄物の性質を理解し、業務の履行にあたっては、廃棄物の厳重管理に努めなければならない。
- （4）受注者は、業務を履行するにあたり、廃棄物の受け入れ等に関する自治体等との事前協議が必要な場合は、これを行った上、業務に支障が生じないように注意しなければならない。
- （5）受注者は、発注者が別途委託する廃棄物収集運搬業者との連携を密にし、業務の履行に支障が生じないように努めなければならない。
- （6）受注者は、業務の履行にあたり、常に病院担当者の指導監督を受けるものとする。

産業廃棄物収集運搬業務委託
 (感染性産業廃棄物, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, 廃酸, 廃油, 汚泥) 参考明細書

排出施設	廃棄物の種類	数量	単位	単価 A	予定回数 B	合計 A×B
大崎市民病院 本院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性産業廃棄物 ・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 	1	回		939	
本院	<ul style="list-style-type: none"> ・廃酸 (産業廃棄物) ・廃油 (特別管理産業廃棄物) ・廃油 (産業廃棄物) ・汚泥 (産業廃棄物) 	1	回		36	
鳴子温泉分院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性産業廃棄物 ・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 	1	回		155	
岩出山分院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性産業廃棄物 ・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 	1	回		155	
鹿島台分院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性産業廃棄物 ・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 	1	回		157	
田尻診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性産業廃棄物 ・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 	1	回		72	
健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性産業廃棄物 ・廃プラスチック類 ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 	1	回		72	
計						
消費税額						
合計						